

## 第4章 公務災害

地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対して、その災害によって職員が負った損害（物的損害は除く。）を補償するのが公務災害補償である。

その補償は、療養補償、休業補償、遺族補償、葬祭補償等で、地方公務員災害補償法に基づき行われ、一般私傷病に比べてより高い給付内容を補償し、被災職員の給与の取扱等についても安定した処遇がなされている。

平成22年度に認定されたものは次のとおりである。

### 公務災害

区分	小学校	中学校	高等学校	その他	計
認定件数	58	37	24	15	134

### 通勤災害

区分	小学校	中学校	高等学校	その他	計
認定件数	2	1	2	0	5

（注）その他は、盲、聾、特別支援学校、教育委員会事務局職員等である。